

予算及び地方分権に関する特別委員会会議録（３）			
日 時	平成１２年 ３月１０日（金）	開 議	午後 １時００分
		散 会	午後 ５時１７分
場 所	第 ２ 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	吹田委員長、北野副委員長、前田・中村・大畠・見楚谷・小林・渡部・武井・高階・斉藤（陽）・佐野 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、樽病・監査委員各事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

開議宣告。署名員に見楚谷・武井両委員を指名。付託案件を一括議題とし、これより総括質疑に入る。

○渡部委員

◎地方分権と行政運営について

これまで小樽の個性、特性を活かしたまちづくりを進めてきたが、時代の流れの中で地方分権となり、自主、自立をどう果たしていくかという時期に入った。自ら考え、提案するための状況認識を持つことと意識改革が重要と考えるが、政策決定に当たっても自己決定権とともに自己責任が生じ、今まで以上に市民理解と合意形成が必要になる。行政も高度な資質と能力が求められることとなるが、市長の基本方針を示せ。

○市長

今までと違うのは、新たな事業を検討していく上で、国のマニュアルというか、補助事業の中から選択していたものが、地域の実情にあったものを自ら計画して進めていくことになると思われるので、そのためには市町村の自主的判断が必要となり、地方の個性が出るように施策の展開を自己決定し、自己責任も大きくなっている。こうした過程では住民参加、意見集約も当然必要となるし、行政側としても今まで以上に企画力が求められ、職員の能力も必要となってくる。また、法例との整合性も必要であり、法務能力も求められるので、職員の資質向上も必要と思っている。

○渡部委員

自己政策をどう進めて行くかについては、代表質問に対する答弁で総合計画第2期実施計画、財政健全化計画、次の行革も考えているということである。特に来年4月からは第2期総合計画の実施ということであるが、第1期の評価をし、21世紀や地方分権も意識しながら作られていると思う。次期実施計画策定に当たっての方向性を示せ。

○(企)濱谷主幹

実施計画第2期については、5月中に原部から実施事業、予算規模等を上げてもらい、8月一杯には策定していく予定である。その中で地方分権をどう意識していくかについては、これからは政策立案のため政策形成能力が求められるということで、政策に対する意識改革を高めていかなければならない。そのために事務事業評価システムを導入し、今まで進めてきた事業を検証するとともに、職員の政策に対する意識改革や政策形成能力を高めていきたい。現在、検証作業を進めているが、財政健全化計画や行革等との整合性も図りながら進めていきたい。

○渡部委員

時代は何を語っても厳しいが、新しい時代の地方自治のあり方も問われている。政策形成能力をきちんと持って、新年度は山田市政の予算編成であるので、しっかりと次世代につながる政策を作り上げてもらいたい。

○渡部委員

◎組織機構について

築港地区再開発室は今後どうなるのか。

○総務部長

30.5ヘクタールの部分については基盤整備がほぼ完了した。スタートは企画部で、その後、築港地区再開発室が中心となって共存共栄策、上・下水道整備、都市計画決定などを各部と連携を取りながら横断的に行ってきた。平成12年度以降は、残っている部分の精査、換地計画、換地処分、清算金処理などについては土木部に担当職を残し、55ヘクタール全体のまちづくり計画、共存共栄策、OBCやJR北海道との窓口などは職員を配置し、企画部を中心にして横断的に進めていきたい。

○渡部委員

今まで室を設けて実施してきたが、機構上の再編をし、55ヘクタールの再開発をしていく中でマイカル以外の面が見えてこない。企画に移してやり遂げていくための方針をどのように考えているのか。また、大きな課題であり要求でもあった共存共栄については、出来上がったから終わりということではなく、今後も図っていかなければならないと判断するが、室を閉じて今後受け持つところで矛盾なく継続できるのか。

○総務部長

室を作ったのは30.5ヘクタールの基盤整備とそれに関わる課題に横断的に対処するためである。これまでもいろいろな課題があったし、これからのまちづくりの整備基本計画にも課題が出てくると思われるので、それらを分析しながら原点に立ち返って整理していく中で、現時点では企画部が中心となり全庁的に行っていく必要があると考えている。

○渡部委員

相当時間がかかった問題であり、議論もされたことから考えれば、大きな建物ができてそれで終わりとはならないと思うので、今後も要求のあったことも含めて成し遂げていく体制を十分にとってもらいたい。次に、4定において港湾に関わる港間競争、ポートセールス等を含めて質問し、市長答弁の中で「今後、港湾の体制を図りながら充実、強化したい」とのことであったが、新年度において新しい体制が作られるのか。

○総務部長

港町埠頭の全面供用開始を間近に控え、これまで港湾部がポートセールス、経済部が企業誘致・対岸貿易などの業務を行ってきたが、今後のまちづくりの根幹でもある港をどう活用し、売り込んでいくかも含めて、企業立地は経済部に残し、対岸貿易も含めたポートセールスは港湾部に港湾振興室を作り、有機的に施策にあたっていきたい。

○渡部委員

人員の配置等は明らかにできるか。また、他に組織機構や体制の変化はあるか。

○総務部長

港湾部の組織の人数については調整中である。他には桃内の処分場ができることによって、伍助沢の現処分場との関わりから環境部の中で一部調整する部分がある。

て、伍助沢の現処分場との関わりから環境部の中で一部調整する部分がある。

○武井委員

◎交通記念館について

主な事業の一つに記念館資料の調査、研究を行うというのがあるが、それについて市長答弁は、「今後は、必要最小限の人員で館を運営していきたい。学芸員が記念館の資料について調査、研究を行える環境はないが、そういう状況を作り出したい。」とのことであった。調査、研究を行う場合の環境整備とはどのようなことを考えているのか。

○社会教育課長

現在は必要最小限の人員で館を運営していることから、学芸員が本来の調査、研究するには十分な環境ではないが、今後、これまで一般の人が行う事務は極力本来の事務の者が行い、学芸員には時間を作り、本来の調査、研究をしてもらう方向にしていきたいということである。

○武井委員

時間を作り出して研究していきたいということであるが、これは冬期間閉館をすることが念頭にあるのか。

○社会教育課長

今議会に提案している冬期間の閉館が実現すれば、当然、その期間は学芸員には誘致活動などをしてもらうのではなく、資料の整理や研究、調査活動に従事してもらいたい。

○武井委員

目玉商品としてC-62の導入は、JRの意向で現状では難しいということであるが、JRの意向とはどのようなものか。

○社会教育課長

JRの意向もあるが現状では難しいということであり、JRに意向の確認を行ったわけではない。仮にJRが良いということになったとしても現状では運搬、搬入などの技術面、費用面、保管場所の問題などから難しいと考えているということである。

○武井委員

それでは答弁になっていない。C-62の導入をなぜしないのかということに対して、JRの意向もあってという市長答弁であったが、今の話ではJRには何も聞いておらず、C-62の車庫などが難しいということである。これは市長の答弁を否定することになるのではないか。

○社会教育部長

記念館におけるC-62の件については、館の建設当時、平成8年4月開館を目処に工事を進めた。この計画を作るにあたってC-62はまだニセコ小樽間の運行中であり、JRは運行終了後、ニセコに保管する意向と聞いていた。そこで手宮での保管は困難と判断し、展示車両の線路の変更、車両の移動に関してC-62を念頭からはずして行ったため、C-62の運行が平成7年秋に終了したときには既に平成8年4月開館を目処に搬入することは困難であったという状況を聞いている。今、もしC-62を搬入するとすればアイアンホースの線路の敷き替えを行うなどしなければならず、運搬、費用の問題を考えれば困難な状況であるということである。

○武井委員

これでは努力したあとが何も残っていない。搬入が困難や費用がないというが、最初に出すときから「バイバイだ」というような答弁である。特にC-62をニセコ小樽間に運行させたときは、運行が終わったら小樽に返すという約束ではなかったか。

○社会教育部長

約束というか協議するという話はあったようだが、交通記念館を作っているときには走っており、8年4月の開館に向けどうしていくかという中でアイアンホースのための線路の敷き替えなどを行ったり、展示車両の移動をしている中ではC-62を取り入れることは困難だったという経過を聞いている。

○武井委員

交通記念館を工事中にもう困難だとわかっていたと言わんばかりだが、これでは困る。ニセコと小樽の間の運行が終わったときに引き取り方について協議するということになっていながら、搬入が困難とかアイアンホースがどうこう言うのであれば最初から入れないということではないか。しかも協議もせずになくなって交通記念館は目玉商品をなくしておいて、客が足りなくて赤字だという言い方は努力に欠けているのではないか。

○社会教育部長

交通記念館の開館に合わせて展示を考えてきたものであり、昭和62年頃に走らせるために出すという話が出たときには確かに「協議」という話があったようだが、その後のJRの意向を確認したところニセコに保管したいということもあり、平成8年4月の段階に向けて線路の敷設替えなどをしたのでC-62を入れることは困難であったという経過があり、これからも困難だろうと考えている。

○武井委員

終わったら協議すると答弁しておきながら、終わった時点では入れるスペースも線路もなくだめだと言う。我々はC-62が入ることを期待し、札幌へ行って話もしてきたがこういう結果である。小樽市は何も協議せず最初から放棄したのではないか。放棄したなら放棄したと言えればいいが、つじつまの合わないような答弁で最終的には市

長答弁を覆すような言い方をしている。市長はどう考えるか。

○市長

当初のニセコ間の運行が終わったときにどういう協議をするかという経緯は聞いていないのでわからないが、武井委員から御提言のあったC-62を交通記念館に展示してはどうかということについては、JRの意向はまだ聞いていないが、社会教育部長から言ったような状況であるので現状では難しいのではないかとということであり、答弁としては整合性がとれていないわけではなく、御理解願いたい。ただ、JRの意向はまだ聞いていないので、JRが費用を全部負担して是非ということなら話は別だが、その辺をよく意向を確認したい。

○武井委員

市長の答弁で「JRの意向もあり、現状では難しい」と言っている。だからJRの意向は何かと聞いているのである。JRに話をしていないのであれば、意向も何もわからないではないか。

○市長

JRの意向はどういうことなのか。交通記念館に持ってきて良いのか。よそで使うのか。ということを確認してみなければわからないがということを含んだ答弁であるので、御理解願いたい。

○武井委員

◎手宮線について

市長は市民の貴重な財産と位置付けているが、将来的に全線購入を考えているのか。

○都市環境デザイン課長

旧手宮線跡地に関する市の基本的考え方としては、全線が貴重な財産であるので公共・公益的な活用を図ってきたいという強い意思を持っている。しかし、全線を購入するかどうかについては、今後、JRとの交渉の中で方向性が見えてくると考えている。

○武井委員

浅草通までの340mについて調査を含めて100万円の予算が付き、細切れで買うようだが、買う以上は全線を買うという将来展望はあるのか。

○都市環境デザイン課長

340mの話もあるが、跡地活用の方向性として、どのような土地利用があるかを全庁的な関係部長会議で議論している。その中では小樽市がおかれている財政状況などを考えると、まずは全線ではなく可能なものとしてイベントや観光客も入りやすいところということで議論を深めるというのが出ている。また、JRとの協議の中でも一括は難しいという話があり、可能性としては部分に分けて議論を深めていくとなっている。

○武井委員

部分に分けても将来は全部買うのか。

○都市環境デザイン課長

全線を買うかどうかは今後の交渉の中で出てくることであり、今、全線を買うと言い切れる状況ではない。

○武井委員

市長の考えはどうか。

○市長

今までは、使い方についてどうするか時間がかかるので待ってください。として10年近く待ってもらっている。JRから買うのか買わないのかははっきりしてもらいたいという話もあり、我々としても貴重な財産であり、一部はイベントなどで使っているので、仮に買うとするとどれくらいの費用になるかという基礎となるものを手元に置いて今後の方針も含めてJRと対応していきたいということで予算を計上した。

○武井委員

将来は展望が明るいということで良いか。

○市長

これから交渉してみる。

○武井委員

アンケートは全線を対象としており、我々議員も手宮線全線の立場で各委員会などで論議してきた。ここにきて急に340mの話が出てきたので困惑している。また、南小樽駅構内には、将来この路線を活用することも含めて鉄橋が保管されているが、昭和60年に撤去されてから15年も雨ざらしでもう使えない。もう一つは、動的運用とすれば南小樽駅までの部分を買わなければならないが、JRとしては当面、寿司屋街までの意向を持っているようである。迷惑をかけていることから早期に解答すべきと思うがどうか。

○都市環境デザイン課長

活用のアンケートは、旧手宮線用地として手宮から南樽の2.6kmであり、そのうち函館線との並行区間は、JR北海道の営業区間であり小樽市に譲ることはできないということで用地処理の区間は、手宮通線から寿司屋通りの1.8kmの区間である。そのためアンケートの区間と用地処理の区間が違うということは確認したい。鉄橋の問題については、現在JR北海道に保管してもらっているが、当面の活用方法としてはオープンスペース系を基本として輸送系にも支障がないようにならっており、もうしばらく保管してもらいたいと思っている。

○武井委員

将来は今のところも含めて全線を買うというたたき台としての100万円と理解して良いか。

○助役

一体性の利用についてはアンケートの結果いろいろな意見が出ているが、それをどうするかということはまだ決定していない。しかし、JRから少し先の考え方を示して欲しいという再三の要望があるので何らかの返事をしなければならず、どう利用するかは決まっていないが、とりあえず今イベント等で使っている340m区間を購入するとすればいくらかになるかを知るために鑑定を行い、全線利用までは少し時間が必要なため当面340mに絞って利用形態を考えていくということで計上した。

○武井委員

将来展望は明るいのか。

○助役

将来展望とは区切って考えてもらいたい。

○武井委員

手宮から寿司屋街に限ってということで崖下の無用の長物の部分は要求しないなどJRは非常に譲っていると思う。市長も貴重な財産と言っており、今回の予算は将来どれくらいの金がかかるかも念頭に置いてのたたき台、計算の素材と受け取ったが違うのか。

○助役

今回の鑑定の結果がいくらかになるのを待って、340m、全線のことも含めて詰めていかなければならないということで理解願いたい。

いかなければならないということで理解願いたい。

○佐野委員

◎桃内廃棄物処理場の管理委託について

特殊的事業というか、ノウハウと実績を要する事業であれば随意契約によるものという思いでいたが、市長答弁では指名競争入札とのことである。これに至った経緯と業者指名に当たって考えられる要件を示せ。

○環境部長

新しい処分場の埋め立て処分業務の委託については、相当前から公社がらみの構想の中で受け皿を作り、そこに委託するという方向で進めてきたが、公共事業を巡り一般的な意味で批判があることや議会の指摘もあり、市民の不信を招く状況になるとすれば上策ではないと判断し、公募型指名競争入札による業者決定とした。現在、公募の要件整理のために業務仕様書の細かい部分までの作業を進めており、今後、それに基づいて契約担当の財政部の智恵も借りながら整理していきたい。これまでの庁内会議では、まだ詰めきれていないが、地元業者であること、廃棄物関連の政令で市が委託する場合の法定基準、資格要件者を揃えていることなどを中心に詰めていきたい。

○佐野委員

◎国旗・国歌について

いろいろと議論はあるが昨年国旗国歌法が制定されてから初めて市内の中学校・小学校において卒業式や入学式を迎えるということで、現在、その学校に対してどのように指導しているのかと質問したところ、教育長の答弁は、印象として型どおりで従来の答弁の枠を出ていないことと教育委員会としての主体性が感じられなかった。これはいろいろな意見のある話であるから、それが故に非常にデリケートなあるいは大事な視点だと思っているので、そういう意味ではもう少し深い教育長の見解を再度求めておきたい。

○教育長

国旗・国歌問題については、国旗国歌法の成立以来、国民あるいは小樽市民の間でもいろいろと議論がある。しかし、教育の場では子供たちに国旗・国歌の意義をきちんと知らせ、指導することは非常に大事なことを考えており、国旗国歌法成立前では教育課程の中で、教科である音楽や社会科の扱いがややもすると軽い扱いになっていたように思うが、新しく移行措置を含めて教科の指導をきちんとやっていただくことの指導。特に卒業式、入学式を控えて行事の中で国旗が掲揚され国歌が斉唱されるようこの1年間の中でほとんど毎月のように校長会議の中で具体的に指導している。ただし、基本としては学習指導要領に従って実施することとされているので、そのことについても注意を払って指導しており、今月は卒業式の月であるが、3月7日に小学校、3月9日に中学校の校長会議でそれぞれ具体的に指導を深めているところである。

○佐野委員

今の話では、前の答弁よりも強い決意というか指導性という話になっている。これは法律制定後の取り巻く環境が大きく変わっており、一般市民の間にも、教育関係者にも、あるいは父母の間にも、どういう取り扱いになるのかと。もちろん個々人には賛成、反対とか意見はあるが、そういう中でどういう対応になるのかということに関心を持っている。

強い決意で、また様々な機会で学校を指導しているということであれば、まもなく具体的行事としての卒業式が15日にあるので、学校名は別にしても昨年は何校が国旗の掲揚をしていたと、今こういう時点で指導しているのだから何校ぐらいが今まさに指導を受けようとしているのか。この辺はわかっているとは思っていない。むしろ把握しているべきと思うがどうか。

○(教)指導室長

卒業式を控え各学校においては現在、校長が学習指導要領に基づいて適切に実施するよう教職員と話し合いを深めており、卒業式が議題にのぼるたびに話し合っていると聞いている。ただ、具体的な数字はどうかということについては、各学校で話し合いを重ねている最中であるので、私どもはこれまで年度当初から指導した経過を踏まえながら適切に実施されるよう見守っていくという状況である。

○佐野委員

学校でも話し合いをしているということなのでこれ以上質問しないが、教育の基本にかかわる大事なことであるので、答弁しているごとく強い決意で、また、指導要領に基づいての引き続きの学校指導をすべきとの要請をしておきたい。

○佐野委員

◎除雪について

ここ数日季節外れのような雪が降り、2種、3種路線が混乱している感じがする。予想外の降雪によるものであろうが、全ての機動力を駆使し、生活関連も含めた緊急対策が必要と思うがどうか。

○土木事業所長

今朝の3時過ぎから降り、測候所においては16センチメートル程度と発表されているが、風があり地域的に40センチメートル程度の吹き溜まりがある。直ちに稼働ができなかったため逐次明るくなってから1種路線の車線確保を始め、2種、3種についても最低限、車線を確保するということで今現在も行っている。

○佐野委員

除排雪費の補正予算が約2億5,000万円ということで6日提案され8日に先議された。今年の寒暖の差や降雪日の変化などから昨年度と同額程度の予算になるという説明がなされ、市民生活にかかわることから各会派が了解した。今日、雪が降ったことにより再補正的な予算措置が必要になるのか。

○土木事業所長

3月8日に2億4,900万円として先議された。これはシビアな執行管理のもとに夜間排雪は2回目、J Vの局部排雪等の作業を行っているが、降雪量は2月末に5メートルであり、その後は過去10年間の平均値である72センチメートルが降るだろうという予測のもとで出した。今回の集中降雪は全く予想外であったため、現時点で再補正が必要かどうかはわからない。

○佐野委員

判断はこれからというのはわかるが、補正については前から積み上げてきた結果で今日の降雪は入っていないということであれば、補正の中で納めようとすればどこかに皺寄せが来るのではないか。これから一番大切な3種道路の排雪、道路確保に金がかかるというときに再補正をしないでどうするつもりなのか。

○土木部長

先月25日以降、先日まで雪が降らず暖かい日が続いたことで、補正をお願いした時点の排雪量を下回る可能性があるなど先が読めないが、いろいろな工夫をしながら皺寄せがいかないよう、市民に迷惑をかけない除雪をしていきたいと考えている。

○佐野委員

決して再補正を望んでいるわけではなく、作業行程や協力体制などの創意工夫により与えられた中でやっていくのはこれからの条件次第だと思う。しかし、補正の中で行うことを前提にするあまり、やらなければならない生活関連道路が置き去りになったり、幅員が取れず車の交差ができない等の弊害が起きないようにしてもらいたい。次に土木部長が夜中に民間の除雪車に同乗して除雪体制の視察をしたと聞くが、どういう感想を持ったか。

○土木部長

1月11日の早朝3～4時間同乗し、桜町地区を見た。病院通いや福祉の施設に通う方などが定期的にタクシーを呼ばなければならない路線についても除雪する、老人世帯前に置き雪をしない、急勾配の坂道はアスファルトを出さないで雪を少し残すなどいろいろなテクニックを駆使しており大変だという思いがした。また、業者がどうやって出動するか聞いたところ窓側で降雪状況を見ながら寝て、2時、3時に目覚まして起きて外に出て雪の深さを測り判断するということがあった。走っていて感じたのはお年寄りだけではなく若い人も玄関先を5時、6時という時間帯に除雪しているということ、道路沿いの事業者が自分の駐車場の雪を除雪後に道路脇に出しているところは何ヵ所かあったこと、除排雪の恩恵を受けていない人もいる中、屋根雪を出している人がいることから負担の公平さの問題やまちづくりトータルの問題であるが道路から1メートルくらいバックして建物を建てたり、無落雪屋根にしたりということが必要ではないかなどと感じた。

○佐野委員

12年度予算総体の中で市長予算の特徴の一つに除排雪体制の強化、充実ということがあるが、本年度と異なる具体的な特徴は何か。きちんとしたルール作りをしなければ理解される除排雪にならないと思う。例えば除排雪路線というのは車両通過量や需要度から排雪するということで、近隣の住民は恵まれた条件にある。ところが最近の傾向は、排雪後のきれいなところでも平気で庭や屋根の雪を出し、出せば持っていつてくれるという感覚である。その結果、排雪しても3日と持たず費用がかさむことになる。これはきちんと啓発し、改善していかなければならないのではないか。

○土木部長

全く同感である。公平性を保つことによって99%が除雪路線にできるようになることが理想と考えている。我々は強制力を持っていないので、警察と一体になってやらなければ中々進まないかもしれないし、意識啓発ということでは市民周知として従来型の各戸配布の広報ではあまり効き目がないと思われるので、別建てで手立てをしなければならぬかもしれない。現在の排雪量を減らすことによって予算を増額しないで除雪路線、排雪路線を拡大していく工夫をしていきたい。

○佐野委員

◎市営住宅について

オタモイ市営住宅の整備基本スケジュールでは平成14年度から建設開始であるが、勝納住宅も1年遅れがはっきりしている今日、オタモイ住宅の再生計画があいまいになっている。スケジュールを示せと質問したが、答弁があいまいであったので改めて示せ。

○住宅課長

市長答弁にもあったように現地建て替えという考えで進めており、一部は地区外への移転ということで勝納を用意している。勝納は1年遅れている中で1期、2期と分けて工事を実施し、1期は14年度、2期については今後の部分、そういう中でオタモイは大きい団地で民地も広く、跡地利用を含めたまちづくりを視野に入れた中で進めなければならない、まずは勝納への移転、その後まちづくりも含め示していきたい。

○佐野委員

平成14年度から行くとスケジュールでは言っており、1年遅れたことも認めていることから、総論ではなく平成15年なのか16年なのかという話である。耐用年度が過ぎており、緊急度もAランク、大きな団地で困っている人も多く、政策的に募集停止するということは裏を返せばそれほどひどい状態ということである。こうした中、14年度に建つという希望が失望に変わってきているが、考えを示せ。

○建築都市部長

オタモイ地区も含め耐用年数を過ぎている住宅については、急がなければならないという認識は持っている。そういう意味からも平成10年3月に再生マスタープランを作り、事業を進めていこうという考えでいた。しかしながら、市の財政状況等もあり、勝納住宅の着工も遅れてしまった。これを踏まえ、まちづくりも当然必要であり、順番的には勝納住宅の進捗を見ながらオタモイに着手ということで、部としては最善の努力をしていきたいと考えている。今時点で年次を言うのは難しいが、優先しなければならないという認識は持っている。

○佐野委員

勝納は1年遅れを認め、1棟目は2002年供用開始と思う。その後すぐと言いつつ年度は言わないが、平成15年度、16年度、17年度とはっきり示してもらいたい。そのときになって財政状況が悪いということもあるかもしれないが、14年度と示していたことから目処を示すべきではないか。

○建築都市部長

言わないのではなく言えないのである。マスタープランに基づくべきはそのとおりであり、その考えは一貫して

いるが、残念ながら財政的にそれが認められない事情があるので年次を明確に申し上げることができない状況にある。

○佐野委員

一般会計ベースで公債費の元利償還のピーク時期、金額はいつ頃か。

○財政課長

平成15年を予定している。金額としては12年度の借入額で正式にシュミレーションをしていないが、75～76億円くらいとみている。

○佐野委員

住宅特会の公債費ピークはどうか。

○住宅課長

平成10年度まででピークは平成12年、金額は7億8,000万円程度である。

○佐野委員

平成12年度がピークで下がっていると思うがどうか。

○住宅課長

ほぼ横ばいから減少傾向である。

○佐野委員

住宅建設には莫大な建設資金と時間がかかることから、小樽市全体の予算の整合性の中から最終的に判断されていくというのは理解できる。財源が大変だから見通しがつかないというのが公債費は平成15年度をピーク、住宅特会もピークを過ぎて下がってきている。

せめて平成15年か16年に検討できると言っても良いのではないか。

○建築都市部長

市全体の中での公営住宅の位置付けとなり、その中で議論されていくと思っているが、部としては建て替えのために必要なのは全体像ということで、平成13年度に作っていく、その下準備をしながらできるだけ早くオタモイの着工をしていきたいと考えている。

○佐野委員

それでは他のことで答弁の不整合性が出る。オタモイ市営住宅の再生マスタープランに基づく基本スケジュールを検討していくとすれば大きく分けて2つの角度がある。1つは市営住宅建設のスケジュールをどうするかということであり、例えば基本計画、実施計画というスケジュールも、仮に16年、17年にしてももうやらなければならない時期が来る。もう1つは21世紀プランに基づくオタモいまちづくりの観点というのがある。これもいろいろと整理しなければならない課題がある。いわゆる21世紀プランの平成13年度以降の実施計画との関連が出てくるのではないか。そこを整理してからというならば、いつやるかがはっきりしなければ整理も進まないのではないか。

○建築都市部長

建て替えの用途廃止も含め、場所、順序、年次は基本的に守っていききたいと考えている。オタモイのまちづくりプランは、今まで平成10年、11年と課題整理を行っており、平成12年からは地元の意見など、具体的にやっていく計画であり、平成13年度には全体のものを作っていきたいと考えている。

○佐野委員

オタモイ地区のまちづくりの施策の課題は何項目くらいを考えているか。

○住宅課長

今後の方向性ということで、これから庁内や地元の意見を踏まえながら進めなければならないが、4～5項目整

理している。今、基本となるのは都市基盤の整備と住宅の建て替えに伴う緑地、道路、集会所の整備といった部分をプランニングの中に示していかなければならない。それと同時に公営住宅は借地もあり、地主に返還しなければならず、将来不要となる跡地があるが、利用について地元地権者等の意見を踏まえながら、まちづくりの観点から示す必要があるだろうと思っている。さらに市営住宅と道営住宅が混在しているため、集約化として道営との事業主体変更の協議も必要である。それらもろもろの部分を含めて示していきたい。

○佐野委員

オタモイ住宅を建てることとまちづくりが一つにならなければならないと言っている。

今、課長から課題が5～6項目挙げられたが、それを平成13年度以降の実施計画の中でどのように位置付けするかという観点がある。細目では市営住宅の土地の多くが借地であり、その土地利用をどうするかということや民活にせよ何にせよ実施計画を作らなければならないなどすべきことが山ほどある。そのことを考えると15年度に建設するのか20年後にするのかによって全て変わってくる。そのためおおよその年度を定めて整理していかなければならないということである。住宅を建てるスケジュールの上でも住民の説明会はどうするか、基本設計はいつやるか、実施設計はどうするか、地主・借地の関係はどうするか。やるべきことはたくさんあるのに最終予定ははっきりしないのであれば、整合性のない話をしていることになる。検討してもらいたい。現在のオタモイ住宅の借用民間敷地の総面積と地主人数、年間賃貸料を示せ。

○住宅課長

約7.5ヘクタール、地権者8件、12年度予算で3,300万円である。

○佐野委員

市からの賃貸料が生活の基盤となっている人もいるかもしれないし、そういう人に対する対応も大事である。また、代表質問で聞いたが、勝納住宅が完成することによって他住宅への住み替えは何人か。以前、緊急度Aなど建て替え計画のある住宅居住者に対して、勝納や入船が建ったら住み替えを希望するかという意向調査をやったと思うが、大分前のことであり、まさに入船は今年完成、勝納は2年後完成ということになれば、新たに調査をきちんとして住んでいる人の意向を把握しなければ問題が残ると思う。時期がきたら再度調査を行うのか。

○住宅課長

確かに平成8年と再マス前の平成10年に全体の意向調査をした。その中でオタモイについては平成8年に行ったので3～4年を経過し、今回、全体の部分のまちづくりを示すと同時に意向も聞いていかなければならないと考えているが、勝納、入船の住み替えは概ね50戸程度と考えており、勝納はオタモイだけではなく、これから用途廃止する長橋B、天神、奥沢Bも含めた受けということで、オタモイについては現地建て替えのため、用廃が先行していくと思っている。

○佐野委員

政策的募集停止中の住宅の空き状況の推移はどうか。

○住宅課長

オタモイは平成8年10月から募集停止しているが、1年スパンで平均24戸ずつ減っており、平成12年1月末で440戸である。

○佐野委員

今住んでいる人はきれいな居住環境の良い住宅が平成14年から建設開始されるから、それまで大変だががんばろうという希望を持ちながらがんばっている。残念ながら高齢で亡くなれたり、移り、政策的空き家のため次の人が入ってこない。空き家が増えるから維持管理費がかかるし、雪が降れば通路の確保も大変というように一つのことが居住環境を更に悪くしている。年度を明らかにして一つひとつ手を付けていかなければならないのではないのか、そのことが住宅行政の責任ではないか。長橋B、天神、奥沢などは規模が小さいので集約できるかもしれない

が、オタモイは規模が大きく、多くの人が劣悪な居住環境の中頑張っているのだから、応えていくべきだと思うので検討してもらいたい。

境の中頑張っているのだから、応えていくべきだと思うので検討してもらいたい。

○大畠委員

◎職員の綱紀粛正について

雪あかりの路に端を発した観光課職員による多額の公金横領が発覚し、経済部次長から説明を聞いたときの資料に金の流れが出ています。本人の供述をもとに作成したということですが、請け負った業者に支払った金を何故業者が12月まで請求しなかったかということについて、前年度は雪が多かったため排雪の売上があり、資金的余裕があったので市に請求しなかったとの説明がなされた。しかし、その後、2月10日に経常任委員会が開かれ、西脇委員の質疑のやり取りで、社長の話では4月以降、何度も電話をしたということである。それでは次長の説明は何だったのか。その日の市長答弁では、不祥事には様々な要因が重なって発生したものであり、最大の原因はチェック体制がなされていなかったことと言っている。私もそのとおриと思うが、その後、雪あかりの路がどういうものかということで、第1回目の計画設計書、補助金申請書などの資料をもらい調査した。

その中に納得のいかない部分が見えてきた。例えば、1回目の企画設計はどこにどういう形で発注したのか。

○観光課長

第1回目は期間が短い中、実行委員会の中で全体のプランをどうするかについて再三議論した中で、実行委員会の主要メンバーから小樽の人が中心となって行うべきであるが、最終的には部会構成している中で札幌の設計事務所に依頼するとなった。

○大畠委員

成果品はあるのか。

○観光課長

全体のプランを全くの白紙の状態から始めていたので、暗中模索の中ははじめたもので、そういった数ページにわたるこういうものがある。

○大畠委員

委託料はいくらか。

○観光課長

170万円ほどである。

○大畠委員

ここに6ページのものがあるがまちがいないか。

○観光課長

まちがいない。

○大畠委員

予算では1,800,750円を請求しているが、こんなものがそんなにするのか。表紙を入れて7ページ。始めの2年くらいであればかかるにしても、まけさせて170何万円になったとしても、あまりにもお粗末ではないか。これにも問題があると思っている。

総務費の中の予算では雪あかりの路、第1回総務費の中に220万円と計上されている。

内訳は積算の結果、1,875,000円、総務費220万円のうち1,800,750円が計上されている。2回目は基本設計50万円、このすぐ上にボランティア経費100万円と計上されているが、数が50、単価が5万円、あわせて100万円となっているがこれは何か。

○観光課長

1回目の資料はただか6ページと言われるが、結果としてはそうかもしれないが、相当の時間を費やし、頭を使ってきたという部分もあり、目には見えないかもしれないが重みがあると実行委員会では考えており、適正な経費の執行として報告がされている。ただ今のボランティア経費の関係は、当初100万円と計上している。2回目の実行委員会の立ち上げは昨年11月30日だったが、その時点では、あらあらのプランでその時点では各部会ごとに詰めなければならない作業が相当あり、今回初めてボランティアを公募するという形の取り組みの中で、20名の募集をしたいということで、この中には食事代や道案内をするためのユニフォーム代が必要として1人5万円、トータルで100万円という考えであった。最終的にはユニフォーム代はスポンサーがつき、経費節減の中で最終的な精算中であるが、相当圧縮されている。

○大畠委員

雪あかりの路の事務局の構成を見ると、事務局に小樽市経済部長、観光課長、観光課企画係長、同係が入っているが、ジャンパーがいくらなど100万円の根拠になる数字が出てこなかったのではないかと。市の担当者がこれくらいでないかとして何人かで決めたことではないのか。100万円は大きな金額であるが、そんないい加減な計算で良いのか。雪あかりで1番大きなことは不正がばれたことだと思う。1回目の中に隠されていた部分があるのではないかと疑念を持つがどうか。

○観光課長

言われている内容が私には理解できない。

○大畠委員

理解できないことが実際に起こっているではないか。実行委員会から補助金申請が出ているが、12月10日に実行委員長から山田市長あてに出ている。11年12月7日付で申請があった第2回雪あかりの路実行委員会の補助金については300万円を交付する。

ただし、次のように心得られたいとして4つの箇条書があり、補助金を目的外に供してはならない。事業終了後は速やかに事業内容、収支決算書を提出すること、上記各項に違反したときは本指令書の内容を取り消し、既に交付した補助金の全額または一部の返還を求めることがあるなどとなっている。補助金を交付したのはいつか。

○観光課長

昨年12月16日である。

○大畠委員

その次の日にどういう行為がなされたか。

○観光課長

その点については大変申し訳なく思っている。翌日、本人は銀行に赴き、勝手に300万円を引き出した。

○大畠委員

申請をした担当課の職員によって次の日に流用された。実行委員会に対して失礼な話である。本人は起訴されたようだが、残念ながら代表質問で指摘した何点かの項目があり、ましてや近い身内には市の職員が多数いると聞いている。もちろん奥さんも市の職員である。人格の欠如、職員としての資質の欠如、監督不行き届きなどの全てがこの事件に凝縮されている。全市を挙げて再発防止に取り組まねばならず、また、名誉挽回のため二度とこのようなことがあってはならない。年月が経てば私も含めて誰でも初心を忘れることがあると思う。そのためには是非、職員研修を行い、公務員としての職務、職責を果たせるよう研修して欲しいと思っている。漏れ聞くところによれば、彼はスポーツマンで小樽のある部のエースピッチャーとして活躍していたと聞く。その監督は今ではわからないが、前総務部長の山田さんであるやに聞いている。これが正しいかはわからないが、そうであれば飼犬に手をかまれたという感があるが、市長の再発防止についての意見を寄せ。

○市長

一番の原因はチェック体制がなかったということであり、管理監督する者の自覚の欠如もあったと思うし、本人の職員としての資質の欠如もあったと思う。そういったことが重なって起きたものであり、大変申し訳なく思っている。したがって、今、委員が言われた研修の充実もそうであるし、問題の発生原因の徹底究明も調査特別チームを結成して行い、再発生しない仕組み作りをしていきたい。また、職員倫理規定の制定を検討していかなければならないと思っている。

○大島委員

大浜の駐車場について、現場での管理体制と原課における売上金の取扱いを示せ。

○観光課長

現場の管理業務については指名競争入札により業者選定の上、業者は海水浴シーズン中日々駐車場利用者から現金を受け取り使用券を交付するという業務を行っている。また、その日の営業時間終了後、小樽市の収納代理金融機関である小樽信金銭函支店の夜間金庫にナイトバッグで業者の方2名が持って行き投函している。

○大島委員

今の説明にあった夜間金庫に投入された現金はその後どのように取扱いされるのか。

○観光課長

翌日、小樽信金銭函支店では、業者が添付した入金票の控えと現金を突合し、市の出納員である観光課長名義の通帳に記帳している。それから、毎日売上があるので随時、観光課職員が小樽信金の本店に行き、市の収入金として入れるべく所定の3連キップ、払い戻し請求書、通帳などを持参の上、振替手続きし領収書を受領する。それにより市指定金融機関である北洋銀行小樽中央支店に振替され収入済通知書が市の会計課に通知される。

○大島委員

改印され通帳を作られたと聞かすが、一連の流れのうちどこで行われたのか。

○観光課長

観光課職員が小樽信金へ出向き市の収入役口座に振替手続きをする際、私名義の通帳から収入役名義の口座に振替することになるが、市で用いている現金等払込書という、いわゆる3連キップと払戻請求書、通帳、これをもって本来の手続きをする。元職員はここで単に払戻請求書のみをもって自らの方に横領したということである。

○大島委員

「私の通帳」というがこれはどういう性質のものか。

○観光課長

本来であれば直接市の指定金融機関である北洋銀行に現場から振り込みされるのが正当な手続きであるが、銭函地域には北洋銀行がないため、協議の中で小樽市収納代理金融機関である小樽信金銭函支店に私、出納員名義の通帳を作っているということである。

○大島委員

私というのは観光課長ということか。不思議でならないのは、さかんに私、私と言っているが、仮に悪意のある課長がいれば、通帳も印もあることから勝手にできるのではないか。たとえ出納責任者といえども、この制度に問題があったのではないか。銀行が変わったとしても銭函から直接、翌日北洋銀行に振り込まれるような方法をとった方が良くはないか。それは当然考えていることと思うが、銀行と銀行のやり取りであるから間違いなく今回のような事件は防げるだろうと思うが、変える考えはあるのか。

○観光課長

確かにそういうことはある。今現在、この状況を放置しておくわけにはいけないので、夏のシーズンに入る前に早急にシステムの改善方法を見い出していきたい。

○大島委員

これは観光課だけの問題ではなく、全庁を挙げて検討してもらいたい。大浜の海水浴場の営業期間が平成8～10年度のそれぞれ6月後半から8月後半となっているが、8年度の売上は約3,000万円、9年度が約3,300万円、10年度が約3,000万円、問題の11年度は3,700万円のうち1,500万円以上が不明で解明されているのは500何十万円、残りについては警察が調べているようだが、どのような数字になるのかわからない。しかし、観光課の時間外調べを見てみると、この大浜の営業期間である6～9月の時間外がダントツに多くなっている。これは忙しくて手薄になる時期、例えば課長のチェックも忙しさのあまり任せきりということになりかねないのではないか。職員体制はこれでいいのか。イベントがあると観光課は事務局として駆り出され、果たして適正な人事配置なのだろうかとも思っている。特に観光課についてはもう一度人事の面で考えた方が良いのではないか。

○総務部長

観光課でいろいろと御指摘があったが、確かに職員配置の難しさというのは、コンスタントに日常の業務があれば良いが、どうしても波がある状況であり、そうしたときにどういった体制が良いのかということも最大限に合わせた配置が良いかという難しさがあるが、観光課だけではなく、全庁的に仕事量の増大時などの波も見ながら職員配置を考えていかなければならない。観光課の場合は6～8月の部分については、大きなイベントである潮まつりもあり、今まで官主導型という流れできており、本来の観光行政がおろそかになっているのではないかという御指摘の中で経済部としてもいろいろと努力し、潮まつりの体制も改める方向にきており、これについては時間的には急がなければならないが、仕事量も踏まえて判断しなければならない大変難しい問題と思っている。

○大畠委員

◎学校給食における遺伝子組み換え食品の使用状況について

新聞に学校での遺伝子組み換え食品の使用状況ということで道内主要都市の一覧が掲載されていた。小樽市の状況はどうか。

○学校給食課長

1月14日の新聞には本市の遺伝子組み換え食品の使用状況について、基本的には使わない方針であり、具体的な食品として豆腐、油揚げなどの大豆製品などは納入業者の組み換えでないという証明書の提示を求めながら選んでいる。また、一部の表示がされていない部分については口頭で確認しながら行いたいということで載っている。ただ、現段階では遺伝子組み換えかそうでないかというのは、国でも来年度から表示義務ということで進んでいるが、非常に見分けが困難であることは事実であり、完全に使っていないということではなくて、わかった段階では使わないということである。

○大畠委員

1月14日の段階では遺伝子組み換えのものについては、使わないということで発表している。この記事を読んだ市民は小樽の学校給食は豆腐などの遺伝子組み換え食品を使っている製品は使わないと理解すると思う。ところが今の答弁を聞くとそうでもないようである。私はこの新聞を読んでから関係の業界などに聞き、学校給食に納入している業者から英文の証明書を見せてもらったところ、証明書は船積みのものであった。業界でも生産地で分けるのに苦慮しているということで、本来であれば農家を使う種の証明から始まって血統書つきのものが来るべきであり、製造する地場の製造段階でも証明書が必要ということだが、果たしてそこまでのものが手に入るのかということが大きな問題になっていると聞く。確かに市販の豆腐を見ても非何とかと使っていないことをラベルに印刷しているものがあるが、これは原料から始まってきちんとルート化されているものである。学校給食を見れば2ヵ月に1回入札があるが、市内には単独校もあり、そこは地域の業者が納入している。まだ原料の段階からきちんとおらず、見分けるにも精巧な機械でなければ分析ができない段階で使わないということができるのか。

○学校給食課長

まったく委員が御指摘のとおりであるが、我々も遺伝子組み換え食品だということがわかっていながら学校給食に使うというのは遺憾なことであり、それがわかった段階では排除していきたいという考え方である。

○大島委員

札幌でも使わないという結論を出したようだが、議会ではまだ継続審議となっている。

全国の政令指定都市では仙台市、名古屋市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市が検討中であり、原則として使わないというところが千葉市、横浜市は調理用大豆、豆腐、豆腐加工品に切り替え済ということである。検討中のところが多いわけであり、使わないということになれば学校から豆腐が排除される可能性があるのでは、是非とも時期を見ながら進めてもらいたい。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時50分

再開 午後 3時50分

○見楚谷委員

◎経済対策について

先月2月13日に長崎屋が会社更生法の申請をしたということで、小樽市民として大変大きな衝撃を受けている。市は迅速な対応を考えたようだが、約1ヵ月が経過して、長崎屋、商品納入業者の状況はどうか。

○商工課長

2月13日に会社更生法の適用申請し1ヵ月足らずであるが、現状の中では思ったほどの混乱はなく、駅前店、奥沢店とも営業を続けており、落ち着いた状況である。我々は直ちに長崎屋小樽店の店長と話を続けながら市としてできる範囲での支援なり、23日には当面する対策として金融機関への申し入れや長崎屋本社への申し入れ、あるいは特別相談窓口の設置、マルタルという融資制度の中で対応したいということも含めた対策を打ち出してきた。そういった意味では納入業者も10数社あるが、13日までの分については一時支払が凍結されているが、それ以降は日曜日締の水曜日払という1週間払の中で支払が進んでおり、確認している限りでは市内の業者も支払をもらっていると聞いている。従業員についても小樽店が約280名と奥沢にも60名くらいの方がいるが、混乱なく通常どおりの勤務の中で進んでいると聞いている。

○見楚谷委員

混乱なく営業されていると聞かすが、これから年度末という中でいろいろと相談窓口を利用されるケースも出てくるかと思う。また、長崎屋も現金払という形の中で支払されていることから、特別融資なども相談されるかという可能性もあるので、引き続き情報収集を行い、駅前、奥沢の両店、特に駅前は中央通再開発の核の部分であるのでよろしく願いたい。次に丸井今井アネックス館も残念なことに2月末をもって休館となったが、中心商店街の核となって活動してきた施設であり、一番心配するのは中心街の空洞化につながるのではないかということである。経済部としてはどのような対応をしているのか。

○商工課長

残念ながらこの2月で1階から4階部分が休館となった。昨年2月から3階、4階、9月から2階が空くという形の中で小樽開発という管理会社と丸井今井が努力をしたが、結果的には空くという残念な結果となった。私どもとしてはこの話が聞こえてから何回か話し合いを持っており、丸井今井小樽店、札幌本社との話し合い、あるいは小樽開発という再開発そのものを管理している会社との話し合い、さらには地元商店街の方々ともいろんなお話をしているが、サンモール1番街の中核を成す施設として重要な位置付けと思っており、情報収集に努めながら中心的な立場で皆さんを御支援していくという立場でこれからも臨みたいと考えている。

○見楚谷委員

当然、管理組合がテナントの募集等を行っていると思うが、職種等の制限はあるのか。

また、それぞれの床面積はどれくらいか。

○商工課長

再開発ビルそのものが優良建築物の再開発ビルということで行われたもので、用途的には商業地域ということで法的な制限はないと思う。そういう意味では丸井や小樽開発側でいろんなテナントとの話し合いをしているように聞いているが、例えば家具の店が入るかとか電気屋、本屋、遊技場としてパチンコの話もあるようである。来るのであれば何でも良いという立場では話をしていないようであり、再開発ビルにふさわしい形の業種で入ってもらえれば良いという形で進めていると聞いている。それから面積は1階から4階まで概ね1フロアが1,200～1,300㎡、合計面積約5,100㎡である。

○見楚谷委員

再開発ビルという形の中で、できれば小樽市の経済発展のためにパチンコ店などではなく、もっと集客ができるような業種に入ってもらい、サンモール1番街の核として丸井今井と一緒に空洞化を避けるためにがんばってもらいたい。

○見楚谷委員

◎美術館について

新総合計画における美術館は新築と定義されているが、現在の検討状況を示せ。

○美術館副館長

21世紀プランの中では、新館建設に向けて調査を進めると明記されているが、現在の実施計画の中では未調査である。今後、このプランの調査期間内に調査を進めたい。

○見楚谷委員

仮定の話で、もし美術館を新設する場合、建設費を試算するといくらぐらいか。

○美術館副館長

21世紀プランの策定段階での試算ではおよそ30億円である。これは策定段階で岩内町の木田金次郎美術館が新館オープンしたときの建設費用と北海道の美術館のセンターの立場である北海道立近代美術館に相談し、現在の小樽市の美術館の規模、希望するスペースなどを加味して試算したものである。

○見楚谷委員

それは建設費のみか。

○美術館副館長

そのとおりである。

○見楚谷委員

建設費に概ね30億円と試算され、今後検討するものと思うが、新年度予算の中で美術館の収蔵庫設置工事費350万円が計上されている。現在の美術館は築後50年を経て老朽化しているものであり、15万人の小樽市においてももう少し立派な美術館を建設してもらいたいということは議会の中でも全会一致で意見を言っているところでもあるし、市民も要望しているのではないかと思う。展示品については、まだ収蔵庫に眠っている作品もあるやに聞いているがどうか。

○美術館副館長

現在、美術館で収蔵している作品は約2,000点に上るが、この中で1度も展示されていない作品は数十点である。この10年ほどの間は、1年間に収蔵された作品は全て展示するという方針で、新収蔵作品展という企画を行っており、新たに収蔵されたものは展示するとしているが、それ以前の開館当初から10年ほどの間にはそういう企画展がなかったので、その中で数十点がまだ展示されていないということになっている。

○見楚谷委員

大変残念なことであり、是非早期に展示して市民の皆さんの目に触れるようにしてもらいたい。今回、緊急地域雇用特別交付金事業で美術館の収蔵作品の情報提供整理事業費約736万円が計上されているが、今もあったように市民の目に触れない部分の作品もあるということから、今後は情報提供によって市民の目に触れる機会が多くなると捉えることができると思うが、情報提供の手法についてはどう考えているのか。

○美術館副館長

将来に向けての構想であるが、この整理事業はパソコンに収蔵作品、作家略歴、もろもろの美術館情報を取り込みデータベース化することにより、様々な活用方法が考えられ、その基礎的な事業として行うものである。本年度、開館20周年を記念して美術館の収蔵品目録を作成する予定であり、年度末までに完成するよう進めている。これを前提にし、次に印刷物ではなくパソコン等で観覧者が自由に希望する作品を見ることができるシステムを作りたいというのが一つと、もう一つは美術館で点在する収蔵庫の作品を効果的に展示していきたいということで、館内の情報整理も含めて活用していきたい。それから行く行くはハードを整備した上でホームページを作成して、来館できない方も美術館の作品を自由に検索、観覧できるような体制にしたいと考えている。

○見楚谷委員

メディア的にはパソコンが普及してきているので大いに期待するものであるが、平成9年度から11年度の入館者はそれぞれ何人であったか。

○美術館副館長

平成9年度は16,725人、10年度は17,408人、11年度は2月末現在の数字で18,235人で微増ということで推移している。

○見楚谷委員

微増ではあるが年々増えてきているという状況である。修学旅行生が増加しているのかと思うが、人数の把握はできているのか。

○美術館副館長

受付でチェックする体制がないためできていないが、団体扱いで入館される数は修学旅行生も含めて把握している。

○見楚谷委員

観光に小樽を訪れた方も一部は美術館に足を運んでいると推測する。そこで提案であるが、先ほどのアネックス館は商業施設ではあるが法的に制約がない中で、現在の小樽市の財政は非常に厳しく、30億円という大きな金額が美術館の新設に必要ということから、面積的にも収蔵庫を入れて約1,000㎡の美術館であるし、アネックスの方は相当広く1,200～1,300㎡あり、立地条件、空間、経済の中心地区にあること、空洞化を少しでも防ぎたいということなどと、10年くらい過ぎれば経済も好転することも考えられることから、期限付でも美術館をアネックスに移設できないものか。

○美術館副館長

突然の提案であり、アネックス館への移設というのは全くの白紙状態であるが、移転が可能かということと移転することが適当かどうかということは別の観点とは思ふ。可能かということになれば、委員が御指摘のとおり、1,200～1,300㎡という床面積があればということもあるが、先ほどの新館建設の中での構想の床面積は現在の倍ということで2,000㎡である。その床面積が適当かは白紙状態であるが、床面積の問題に留まらず、改修費用、賃借料などの問題も出てくるので、その面では財政的な面も含めて考えなければならないということになる。また、商業の中核の部分に美術館が移転することが商業振興につながるのかということも含め、様々な観点から関係部局とも美術館の移転の協議を進める必要があると思うので、今後の検討課題とさせていただきたい。

○見楚谷委員

経済部に聞く。美術館をアネックス館の中に移設するという形の中で、例えば中心部に美術館、雑踏の中の静寂という空間を設けることも必要かと思うが、小樽の中心部の人が往き来し、交通の便も良く、経済の中心の空洞を避ける意味からもこの施策を経済部としてどのように受け止めるか。

○商工課長

美術館については、美術館副館長答弁の形の検討が当然必要だと思うし、そうせざるを得ないと思う。ただ、最大の課題は中心商店街に人が少なくなってきたことで、今、築港地区に集まっている人を回遊させることが大きな施策の一つになっており、そういう意味では我々もいろんなことを検討している。当然、交通アクセスの問題もあるが、中心街に集客できる施設を持ってこられないかということを考えており、それには駅前ゾーンと今の丸井今井を中心としたゾーンを含め、アミューズの施設が一つあり、それと文化的な施設として美術館などを持ってくるのも選択肢の一つとしてあると思う。ただ、具体的にアネックス館に美術館となるといろんな形での検討をして答えを出していかなければならないと思う。

○見楚谷委員

本来であれば収入役の仕事ではないが、元銀行支店長ということで色々な経済の動向について調査をされてきていると思うので、収入役に尋ねる。中心部のアネックス館に美術館を移設することによって、現状、年間約18,000人くらいしか入っていないが、買い物のついでに美術館に来たり、美術館の帰りに買い物をするなどの相乗効果があるのではないかなと思うがどうか。

○収入役

今のようなケースについて調べたり勉強したりしたことはないが、単純に日割りでは約100人ということである。昨今の美術館は閑静な比較的自然の中に調和した部分が多いという感じがするので、そういう面から考えると商業や中心街に人を集めるということはちょっと弱いというのが率直な考え方である。ただ、冒頭から話があるようにアネックス館や小樽開発をどうするのかという問題から言えば、美術館が良いかどうかは別としていろんな形で検討していく必要があると思う。

○見楚谷委員

アネックス館は家賃が高いということもあり、中々テナントに入って来られる方も大変だと聞いているし、空洞化が長期化することによって人の流れも変わってくるということも懸念されるので、美術館が手狭ということやたくさん作品があるので長期的に観覧できる体制を整えるためにも、経済プラス美術ということで話してきたが、市長はこういう考え方を取り入れながら小樽市の経済を考えていくという考え方をどう思うか。

○市長

アネックス館の活用方法は、今、再開発ビルの方でテナント募集を鋭意努めているので軽々なことは言えないが、一つは中心街にあるので集客能力のあるものでなければならないという感じもするし、あるいはまた、産業振興上必要な施設であれば良いかとも思う。

これを活用するにも相当の費用をかけ設備投資をしなければ無理ではないかという感じもするので、直ちに美術館的なものが良いとはいえないという感じがする。

するので、直ちに美術館的なものが良いとはいえないという感じがする。

○前田委員

◎雪あかりの路について

自民党の代表質問の中から1点だけ質問する。今年の雪あかりの路については、市職員の不祥事によって出ばなをくじかれ、どうなるかと心配していたが、心配をよそに30万人を超える集客があったと聞く。事前の不祥事から始まり、運営、集客には大変な御苦労があったろうと推察する。平成12年度の予算書を見ても320万円が雪あかりの路実行委員会補助金として計上されているが、私もある団体を通じて今回の第2回雪あかりの路に参加し、

期間10日間、前後を含めて約2週間程度のうち、半分ほど労力奉仕をした。

そういった中で気が付いたことを含め何点か質問する。最初に催事ものが実施されるにいたった経緯について示せ。

○観光課長

小樽観光の課題は、通年化、宿泊滞在型にあるが、そうした諸問題を解決するために、官民一体となった小樽観光誘致促進協議会というのがある。その中で、とりわけ冬の小樽観光の活性化をいかに図っていくべきか、さらに夜の演出を図り、夜の賑い性、創造性をいかに図っていくかということが問題解決の一步になるだろうということであった、これが一昨年のことで、そうしているうちに昨年はスキー国体があるということで、歓迎イベントとして外から訪れるお客さまに「あったかいおもてなし」をしようということで、誘致協の他に各界、各層の方々に気運が高まり、いろんな人の輪が加わり、実行委員会として立ち上がり、1回目を迎えたということである。

○前田委員

1回目と2回目の大きな違いはあるか。

○観光課長

1回目は、中心街をメイン会場として開催されたが、今回はスノーキャンドル会場として新たに天狗山、メルヘン交差点、ぼるて築港地区と広がりを見せてきたことが特徴である。さらには、多くの飲食店の方々の参加を得た「湯気のおもてなし」という新しい企画に全市で70店が参加し、調査中ではあるが相当の経済波及効果も見られた。さらには運河北側でのコンサートも新たに取り入れられたことも大きな特徴である。

○前田委員

お手伝いの団体はどれくらいで、どれくらいの人数か。

○観光課長

実行委員会の後援として46団体、その中からも実行委員として出てもらっており、それ以外にもボランティアとして公募し、市内外から30名以上の人がお手伝いに来ていただいた。もちろん先ほど前田委員が言われるようにライオンズの関係、JCの関係を含めいろんな団体の方々が1回目とは比較にならない、100人、200人という言い方ができないほどの相当数の方々が参加されたという状況である。

○前田委員

おそらくライオンズだけでも相当な人数と思う。2月11日から20日までの10日間実施されたが、この10日間に意味はあるのか。短かったか。長かったか。

○観光課長

近く、反省会を開き、全体的な検討をしていくということで、私から個人の考えを話すわけにはいかないので、会議の中で次回に向けてどのような開催方法を取っていくかなどについて協議がなされると思う。

○前田委員

一部の事業者や一部の地区だけが恩恵を受けているのではないかという話を聞いたが、この点についてどう受け止めるか。

○観光課長

今回、まだ2回目ということもあり、1回目に比べ地域や人の輪が広がっており、さらにこのイベントを大きくするために最終的には全市的な冬の市民のお祭りにしなければという皆さんの思いがあり、これから運営体制の拡大、強化を含めてさらに輪が広がっていく形で反省会などでも話がでると思う。

○前田委員

現時点では改善点というか反省点は課長の耳に入っていないということか。

○観光課長

まず、実行委員のメンバーの皆さんは、本業を持っておられる方々が本業を投げ打って連日、汗水流してやって

もらって、さらに賛同を得たボランティアが増えているといういい雰囲気があるので、私はその辺を聞いていないが、今後目に向けていい方向に持っていくべきだと考えている。

○前田委員

我が党の代表質問に対し、市長は「今後、市民はもとより広く参加、体験型のイベントとして、全市的な冬祭りとして定着させたい」との答弁であったが、このためには各界・各層に強く働きかけることが必要と考える。市民、1人ひとりに関心をもってもらうことも大切と考えるが、個人、団体に対して具体的にどのような働きかけをするつもりか。また、「雪まつり」は札幌より小樽の方が歴史があるということも聞いているので、冬のイベントとして他都市に誇れるものとして育てていってもらいたいだろうか。

○市長

昨年、このイベントを見て、私自信も感動した1人である。というのは、これは運河や旧手宮線など小樽の財産を活かしたイベントであり、よそにも中々ないだろうと思うし、将来的には是非とも北海道を代表するイベントとして成長してもらいたいと思う。また、この中には実行委員会の皆さんの努力というものがあるし、この2回の反省の上に立って、これからのあり方を議論して市としても発展のために支援していきたい。

て、これからのあり方を議論して市としても発展のために支援していきたい。

○高階委員

◎高校新卒者の就職について

今年早々、予算要求の関係で市長に会ったとき、OBCに対して強く申し入れして欲しいとお願いし市長は約束したが、OBCに対する高校生の就職の問題でどういう接触のしかたをして、どういう解答をもらって、さらにどうしようとしているのか。

○(経)藤原主幹

マイカル、OBC関係の高校生の雇用については、昨年度は開業にあたり是非、地元高校生を採用してもらいたいと市から要望した。それに対してサティ、ビブレをはじめ数十名の採用があった。今年についても市長はじめ経済部もマイカル関係に要望した。ただ、残念ながらサティについては全道で高校生の採用は3名と聞いており、その3名は地元雇用でおそらく転勤という形で小樽に就職するということである。また、ビブレについては新規採用を行っておらず、必然的に高校生の採用も行っていない。ヒルトン小樽については、途中採用として調理師などの採用を行っているだけで、昨年採用された高校生については継続して雇用されているが、新規採用は行っていない。エネルギー関係で工業高校の生徒の採用を求めている部分があったが、該当者がなく採用にいたっていない。

○高階委員

話が違う。ああいうふれこみで進出したものであり、単に不況のせいとは言えない。企業として責任を持ってもらいたい、今後どう働きかけるつもりなのか。

○経済部長

マイカル関係の採用については我々も常時訪れ状況を聞いており、それぞれ年度がわりなど状況の変化というのはあるが、今の経済状況では抱えている職員の範囲でやらざるを得ないという声が多く、新規の高校生の採用については限られた部分しかない。今後とも内容の変化によって是非とも市内からの雇用について努力してもらいたいと申し入れていきたい。

○高階委員

人口減に歯止めを掛ける。若者の流出に歯止めを掛けるというのが招いてきたときのうたい文句であったのにそうっていない。そういう意味での小樽への公共性、公益性になるということがまったくされていないことは指摘しておく。就職に関してはここ最近の新聞を見ると市の関係で職員、非常勤などいろいろあるが、高校生を暫定的な期間雇うことが苦小牧や釧路で行われている。せめて市が雇うということで救済、援助の手立てをすることも急

違わなければならないのではないかとと思うが、何か考えていることはあるか。

○職員課長

正規職員としては既に採用試験を終えているが、従来からも行っているように新年度に向けて雇用情勢が非常に厳しいということを聞いているので、高校新卒者にも枠を広げた中で臨時、嘱託を雇用するようにということで3月の初めに経済部と一緒に庁内に周知を図っており、期限等があり最終的にはまだ起案等は来ていないが、高校卒業者の中で内定したものもあるということで聞いている。今後もういった職種が高校卒業者に適しているかや期間の問題もあるので、経済部と連携をとりながら配慮していきたい。

○高階委員

他都市の場合は、日額いくらか半年間とか非常にはっきりしており、あるかないかという格好ではなくて、積極的に検討している。何らかの形で励ます必要があるので検討してもらいたい。

○高階委員

◎財政問題について

市の財政がどういう状況になっているのかということを代表質問で聞いたが、大半は厳しいという認識で思っているようだが、監査委員はそういう認識ではないようである。それに関連して質問する。11年度が間もなく終わるが、市債は当初からどういう流れで現在にいたっているのか。

○財政課長

全会計で平成11年度当初予算段階では、約88億円の発行を予定しており、2定の補正予算で6億円ほど追加した。それから3定で1億6,000万円ほど追加し、4定で1億円ほど減額し、1定でさらに6億円ほど増額した。10年度からの繰越事業の発行分を含めて11年度の発行額は110億円ほどとなっている。

○高階委員

市債の動向について全会計分を聞いたが、そういう流れで、年度当初も必ずしも少ないとは言えないが、年度を通してみると結構な額にふくれあがっている。同じ事を今年度の予算で聞くと、予算書では一般会計が34億円、借金払いが71億円となっているが、この34億5,000万円というのは、これから12年度を経過する中でこのままでいくのか、それともどうしても増やすと考えているのか。

○財政課長

一般会計の34億5,000万円は、平成13年度以降にどういうふうに事業を組み立てていくかということに尽きるが、平成12年度の建設事業の総体の流れを見ると、この起債額が大きく増えていくとか増やせるとかということではない状況と考える。

○高階委員

この前の答弁を聞いていると、良質や有利な資金という言い方で従前どおり積極的に受け入れていくという繰り返しであった。これは中身としては、借金はするが元利償還に当たっては地方交付税で国が面倒を見ると、これは長い間理事者の皆さんが言ってきたことである。地方交付税の特別会計は国自身がもう破綻しており、代表質問で言ったが、国鉄の28兆円の借金をさらに超えているような借金で、これは国と地方が折半して、いずれ返さなければならないとなっているので、借金を返すときに交付税で面倒を見ると言われても満額くるわけでもなく、このようなものを良質と期待してどんどん導入し、財政の健全化を図るということには限界があるのではないか。

○財政部長

基本的には起債を起こさないで何とか減少させていこうという考えは持っており、起債を起こす場合には良質な起債を導入しようという形で、これについては委員が言われるように事業費補正で後年度、交付税措置がされる。今現在、残高で約55パーセントくらいが交付税が当たる起債を持っているので、そういう意味で良質の起債の方という形である。ただし、平成15年度が起債償還のピークになるので、できるだけこの数年は事業選択を慎重

にしながら起債残を増やさないような形で運営していきたいと考えている。

○高階委員

起債については減らしていこうという気持ちはわかったが、そう簡単にはいかないのではないかなと思う。

○高階委員

◎一時借入金について

あまり見えてこない数字であるが、一借のことについて尋ねる。病院や国保会計に対する貸付金というのが、大体ここ3～4年でどういう流れ方をしているのか。

○財政課長

病院は今12年度で44億円の貸付金を計上しているが、前年に比べて7億円増えてきている。国保会計については12年度当初予算で現在、37億円ほど貸付金を計上しているが、単年度収支のふくらみ分ということで、少ないときで1億円台、多いときで数億円という形で増えてきている。

○高階委員

一時借入金であるから、新年度に入ってすぐにどんと必要な税金が入ってくるわけではなく、一時金融機関から借りて、その年度に返してしまうという流れでやっている。これが今の話にあるように国保の方が30数億円、病院が44億円ということであるから、合わせると80億円になるのではないかな。こういうお金が一借で動いている訳だが、その年度が終わったらどうなるかという、また改めて同じくらいやそれ以上に借りるということであれば、一借というよりも長期に借りていることと実質的には同じではないのか。これは市債とは別になっているので見えてこないが、実態はそういうことになっている。減らせばいいではないかということになれば、一般会計などから繰り出して援助しなければ減らない訳で利子も含めてどんどん増えていく。こういうことの悪循環である。一般会計から援助をすると、一般会計は実質収支が黒だとして監査委員は築港駅はただでくれてもいいんだという形になっているが、実態はそういうことになっていないのではないかな。それなりに黒字になっているけれども80億円近い金を転がしている。これでは市の財政が余裕があるとは言えない。それらを総合的に見て市長をはじめ理事者の皆さんは市の財政は大変厳しいと、これは私たちだけでなく与党の皆さんも言っている訳ですよ。先程からのやり取りもみなそうである。いろいろなことをやって欲しいというけれども、最後は財政の事情でということになる。それが実態と思う。そういう点からいくと、監査委員は何を見て言われたのか解せない。余裕があって7億1,000万円もJRにただでくれてやるような余裕は市にはないのではないかなと思うが、市長の認識はどうか。

○市長

確かに貸付金の80億円というのはそのとおりであり、財政状況からいうと確かに厳しい状況というか、単年度収支の6年連続の赤字や財政調整交付金もなく減債基金を使っているとか、いわゆる経常収支比率が低くて財政構造としては硬直化していると、そういうことははっきり言えると思うが、監査委員がおっしゃったのは、トータルでみて財政的に余裕がなかったとは言えないということで、微妙な言い方ではあるが、厳しさということについては監査委員もそう思っているだろうと思う。

○高階委員

借金の残高でいうと1,430何億円と一般会計の倍くらいの規模になっている。それから今言ったような話もあるということであるから、どこからどう見ても市の財政にそんな余裕はないと思う。そのことはきちんと指摘しておきたい。

○高階委員

◎財政再建について

今年中に健全化計画が出ることを期待しているが、中身の問題については、何十年もかけてやるというのも一つ

の考え方かと思うが、おおよそ5ヵ年とか10ヵ年という見込みや歳入、歳出はこれくらいなど、現在描いている姿を示せ。

○財政部長

今年中に何とか出したいと考えているが、中身の基本的なものは市長答弁にもあるとおり中長期的ということで、おおむね5年くらいを目途としたものを出したい。確かにどういう形で数字を捉えて示すかというところが大変難しく、いろいろ試案としてはやっているが、これから実施計画や行革との整合性をはかって進めていきたいと思う。一つには一定程度の条件設定をしてシミュレーションし、それに伴って、まず収支均衡を図るという観点に立ち、どのような改善策があるかというような形になるのではないかと思うし、歳入、歳出両面においていろいろと改善策を示さなければならないだろうと思う。それで5年後にはきちんと収支が合うというところまで出せるかどうかは疑問があるが、条件的にはそういうことを考えている。

○高階委員

経常収支比率は、85以上で財政が厳しい状態ということになるが、その自治体については道から健全化計画を出すよう言われ、市は出してきた。これは税金の方では増税、使用料、手数料は上げて歳入を増やす、人件費は減らして歳出をカットするということを書いてある。それを年度で割ってこのころには何とか85以下にできるというふうにしたものがあるが、そういうものを考えているかと思うがどうか。

○財政部長

道に出した一連の健全化計画というものもあるし、他都市の例も資料を取り寄せて研究しているがおおむねそういう作りが健全化の作りになっているので、参考にしながら作っていきたいと思っている。

○高階委員

道に出しているものについて質問すると言ったところ単なる作文だから質問しないで欲しいと言われたが、実行性のない作文では困ると思う。私が議員になったとき、小樽市の財政が非常に大変で、財政健全化計画が出され、年度によって計画を立てて何とか軌道に乗った。本当に再建するためには、新港や築港をそのままやっていたではできないのではないか。それらを凍結しないであれもこれもやって再建するというのでは結局は市民に負担がいく、再建を作文ではなく行うとすれば、方向転換が必要と思う。同じ公共事業でも生活型、福祉型に切り替えたらどうかということについて市長は否定しないという言い方をしているので、あり方を根本から変えなければ結局、ずるずるといってしまう。国は経済成長率が3パーセントで並だと言っているが、3パーセントの軌道に乗っても、そのときの税収がせいぜい1兆円ということである。借金は全体で600なんぼといっていたら、いつまでたっても健全化は図られないと思うがどうか。

○財政部長

健全化計画のことでは、何とか実りある形のものを作ろうということである。そのためには、今言われるように事業選択まで踏み込まなければそういうシミュレーションはできないという部分はある。一定の条件をはめて行った場合、今年の場合も14億6,000万円が財源不足となる。そのままいくと平成14年度の予算が組めないという実態があるので、そういう中で事業選択、さらには行革などいろんなことをやりながら収支をはかるという形であるので、トータルの中で事業選択を考えていかなければならないと思う。

という形であるので、トータルの中で事業選択を考えていかなければならないと思う。

○北野委員

◎地方分権について

自治事務に国庫補助金が入っているものはどれくらいあるのか。

○財政課長

全体の整理はしきれていないが、主なものでは、一般的には建設事業でその事業を起こした場合に国の補助金が

得られるものは自治事務とされている。道路、街路、公園等の建設事業もそうである。それから修学援助、老人保健なども一定の補助があり、自治事務で補助金が入るものはかなりの数があると思う。

○北野委員

後でつかみ次第、知らせてもらいたい。それから自治事務に補助金導入ということであれば、地方公共団体の自主性が損なわれる可能性がある。補助金の申請を通じていろいろな注文が来ると思う。そういう干渉や不当な圧力から小樽市自身の自主性を守って市民の立場に立つ事業を進めていくためにどういう決意で臨むのか。

○市長

4月から分権がスタートするが、補助金の関係が整理されていない。市長会としては何にでも使える財源として従来の補助金部分を交付税に上乗せするよう要望しているが、当面、従来と変わらないままスタートし、何年先になるかわからないが、前進した形の分権が本格的にスタートすると思う。権限と財源が一体とならなければ本来の分権というのはスタートできないという感じがする。

○北野委員

その点では意見が一致する。地方分権にふさわしい財源の委譲を求めるべきと思う。市長は国に全国市長会を通じてとか他都市の状況を見てというが、そういう並のことでなく、小樽市が先頭を切るということを1つくらいやるべきであり、相当強い決意で財源委譲を求めてもらいたい。それから今補助金として自治事務に投入されているものが、近い将来、根本的な財源手当をしない、削るという心配はないのか。

○財政課長

根本的な財源措置の整理が先送りされているので、現状の中でなしくずし的に削減されることはないと考えているが、現在の流れの中で一般財源化ということで交付税に振り替わっていくという流れもあり、その中で総枠にもぐりこまされることのないよう注意したいし、確保するよう要望していきたい。

○北野委員

◎開発指導要綱について

昨日質問した中で納得がいかない部分について再度質問する。今回新しくなった自治法の第14条の2、住民に義務を課し権利を制限するものは新たに条例化しなければならなくなった。それで、全国的にも同じ事が起こっている開発指導要綱について、これは全国的にも裁判になるくらいで、判決も出されている。それから学者の間でも論争があるし、一定の方向に結論が向いてきているようにいろんな本から伺えるが、小樽市開発指導要綱について改めて考えを示せ。

○(総)宮腰主幹

開発指導要綱そのものについては、元になっている都市計画法と直接条文の突き合わせをしたものではないので、一般的な話として聞いてもらいたい。今、委員が言われた地方自治法第14条の第2項、これは今回改正されたが、中身としては今までのいわゆる行政事務の表現を変えて、「義務を課し、または権利を制限する」という言葉にただけで内容は変わっていない。ただし、機関委任事務制度そのものが廃止になったために、今まで機関委任事務については条例で制定することができなかったものが、一部が法定受託事務になり、法定受託事務についても「義務を課し、または権利を制限する」ものについては条例化しなければならなくなったという関係が一つある。開発要綱に目を通したところ中には開発者のほうで開発した用地を市に無償で提供しなければならないというような条文もあり、また、道路の幅員についても何メートル以上とかという基準がある。それが都市計画法でどうなっているか確認していないが、内容的には際どいのが、地方自治法第14条第2項の規定を見てもわかるとおり、条例の制定範囲というのはあくまでも法令に違反しない限りにおいてという制約があり、仮に都市計画法の規定に合わないような形で要綱を作っているとして、それが法の趣旨に合わないということになればこれは違法になる。そういうことで、条例化をすることによって違法となって、結局、要綱の規定は無効になるという関係もあると思

っている。それで、今は要綱であるので、行政指導という形でやっているの、処分という行政行為ではなく、相手の同意を前提として行政活動を行っているの、条例化すれば違法になるけれども要綱であれば適法に作用するという関係にあるということで、これは要綱であれば違法の疑いはないが、条例化すると違法になる可能性があると考える。

○北野委員

条文上で答弁され、説明されているが、実態はどういうふうに認識しているのか。昨日500件以上がこの要綱が作られてから開発行為に適用されているとのことだった。だからこれは要綱に小樽市の住環境を守る正当性、妥当性があるので、開発者の側も受け入れて協力しているということになる。そういう正当性、妥当性のあるものを条例化して、しかもこれは自治事務である。それが主幹が言うように法令の範囲を超えるという議論もあるが、一方ではそれではなくて、地方公共団体として独立した機関であるから地方自治法に基づき、憲法でも保障されているわけであり、それに基づき条例化しても違法ではないということが盛り上がった。分権でそのことが取り入れられて条文にもなったではないか。

そういう動きを考えれば小樽市にとって良好な住環境を保障するという正当性があるのだから、思い切ってそういうことをやるべきではないかと思う。宮腰主幹は正確に言葉を使っておられるから、「行政行為ではない。あくまでも行政指導である。」ということだが、確かに要綱に基づくお願いは行政指導だと思うが、実際に500件ものことが行われてきたということは権限を持っている小樽市に対し開発業者が刃向かっては何かされるのではないかと思うからではないか。22条でこれに従わないときは何らかの措置をすると脅かしている。これは実際上罰則規定の脅しと同じ事だから、条例にうたったからといって国から法律違反と言われることはない。答弁して欲しいのは、小樽市が条例を作ったことが法律違反となったとき、国は、自治事務に対する干渉は関与の規定が定められた現在、何をもってやってくると予測するかということである。

○(総)宮腰主幹

憲法第94条でも地方自治法第14条でも「法律の範囲内で」とうたわれている。地方公共団体も国の一部であるから、国会の定めた法律に違反することはできないので、それは関与の問題ではなくて法律違反あるいは憲法違反という形になるので、自治事務だから法律の範囲を超えられとか、法律と違うことを定められるということにはならないので先ほどから言うように法律の範囲内でということである。法律の範囲内という意味は、法律が条例で定めても良いという場合、法律はそこまで規定していないから自由に定めなさいという場合もあるし、これ以上の規制をかけてはならないというものもある。条文にあるかないかではなく、法律にない部分を条例で定められるかというのは、法律全体の趣旨を見なければわからない。それが趣旨に衝突して法律違反になれば、法律の範囲を超えるから違法であって無効となる。

○北野委員

今の件については、小樽市の行政の立場からいっても必要なことであるので、宮腰主幹は付け合わせをしていないということで含みを残しているが、関係の部とも相談して検討してもらいたい。この問題の最後に地方自治法第14条の2項は罰則を設けることを含んでいると理解して良いか。

○(総)宮腰主幹

罰則は第3項で、2項は「義務を課し、または権利を制限する」。したがって、例えば届出事項、添付書類の義務付け、これは罰則を伴わない場合でも第14条第2項の規定で条例化をしなければならない。さらに罰則を決める場合は、第14条第3項の規定で罰則を規定することができるということで別の話である。

○北野委員

14条の2項、3項は一体であるから、条例にする場合に罰則を設けると理解するのは良いか。

○(総)宮腰主幹

第2項と第3項は別物である。住民に義務を課したり、権利を制限する、いわゆる侵害留保原則の適用のある行政行為をしようとする場合には、その根拠は条例になければならないというのが第2項で、第3項はさらに罰則を規定しようすれば条例でなければならぬという趣旨のことであって、必ずしも第2項の規定に該当するから第3項の罰則がくるという関係にはならない。

○北野委員

独立したものか。

○(総)宮腰主幹

そうである。

○北野委員

今の要綱を条例化する場合は、22条で市長が適切に措置すると言っているから、14条の2項で条例にし、3項で罰則を設けるとなると思うがどうか。

○(総)宮腰主幹

仮の話で今の要綱を条例化した場合ということだが、第22条で必要な措置をとるというのは完全にまちがいであり、やってはいけないことである。というのは、小樽市行政手続条例というのがあり、30条に行政指導の一般原則というのを規定している。その中に「行政指導は、あくまでも相手方の任意の協力によって実現されるものであることに留意しなければならない」、「行政指導に携わるものは、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益の取扱いをしてはならない」という条例がある。そのため要綱の第22条は無効な規定である。

○北野委員

作った人に聞けば一番良いが、部内で大きな見解の違いになっているのだから、これをどういうふうに整合性を持つかということを検討して、後日、当委員会に報告できるようにしてもらいたい。しかし、行政指導に従わないということで開発行為を申請した側が許可してくれないとか不当な扱いをされたという裁判が全国で起きており、行政側が負けたという場合もあるし、あるいは、住民の同意を得なさいということで、住民の同意が得られない場合は許可しないということをやった業者が裁判を起し、業者が負けたなど様々な例がある。そういう事例に沿って判断して、古くなった条項にしがみつかないで進取の気風を持って対応してもらいたい。

○委員長

散会宣告。